

野田市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 31 条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 6 日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所  
名称 日本郵便株式会社  
住所 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託する事務  
各種証明書発行手数料の徴収及び収納  
(戸籍全部・個人事項証明書、住民票、印鑑登録証明書)
- 3 事務を行う郵便局  
川間郵便局  
福田郵便局  
野田目吹郵便局  
野田清水郵便局  
野田イオン郵便局
- 4 公金事務取扱者の指定日及び委託日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで